

昇陽中学校・昇陽高等学校

いじめ防止基本方針

令和6年5月1日

～すべての生徒が、安心して学校生活を送れるように～

も く じ

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方……………	1
1. 基本理念	
2. いじめの定義	
3. いじめ防止のための組織	
4. 年間計画	
5. 取り組み状況の把握と検証 (PDCA)	
第2章 いじめ防止……………	3
1. 基本的な考え方	
2. 未然防止のための体制	
3. いじめ防止のための措置	
第3章 早期発見……………	5
1. 基本的な考え方	
2. いじめの早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する考え方……………	6
1. 基本的な考え方	
2. いじめの発見・通報を受けたときの対応	
3. いじめられた生徒又はその保護責任者への支援	
4. いじめた生徒への指導又はその保護責任者への助言	
5. いじめが起きた集団への働きかけ	
6. ネット上のいじめへの対応	
第5章 いじめ対応マニュアル……………	9
1. 未然防止のための日常的な措置	
2. いじめ発生時の措置	
3. 重大事態(事案)への措置	

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1.基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたっての内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢でどんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「奉仕のこころ」を建学の精神とし、「For Others～志高く～」を教育方針に、将来、それぞれの立場で、社会を照らす人（一隅を照らす人）になるために、健全な市民精神や倫理観を有し、広く社会に貢献できる人材の育成に重点をおいた人権教育に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識の下、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

2.いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が、同じ学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある者から、心理的又は物理的な影響を受けた行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめられた生徒の立場に立って行うものであり、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

3.いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1)名称「いじめ防止対策委員会」

(2)構成員

校長、副校長、教頭、中学主事、生徒指導部長（生指主担）、教務部長、各学年主任、生徒相談係、養護教諭、当該学級担任、人権推進委員、（スクールカウンセラー）など

(3)役割

ア.未然防止

・いじめの未然防止のために、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ.早期発見・事案対処

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- ・いじめの早期発見・事案対応のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に関するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ. 学校いじめ対策基本方針に基づく各種取組

- ・学校いじめ対策基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ対策基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ対策基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ対策基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む)

4.年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

(1) 学校全体

- ・5月10日(金) 拡大中学会議 / 5月21日(火) 生徒情報交換会(高校)
- ・教職員人権教育研修
8月20日(火) 9:30~11:30
SDGs、ヤングケアラー、発達障がい、特別支援、合理的配慮などをテーマにした講演(検討中)
- ・「学校生活を振り返ってみよう」人権アンケート
学期ごとに実施予定(6月上旬、10月下旬、2月上旬の予定)

(2) 人権教育

基本方針

- ①いじめや差別を許されない行為として認識し、しない、させない生き方ができる生徒を育成する。
- ②やさしと思いやりの心を持った生徒を育成する。
- ③異なった文化を持つ人や、異なった立場にある人と、共に生きることのできる生徒を育成する。
- ④お互いの人権を尊重し合える行動力を持つことのできる生徒を育成する。
- ⑤自尊感情(自己肯定感)を育む人権教育に取り組む。
- ⑥SDGs(持続可能な開発目標)の内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権がベースにある。SDGsの達成に向けて、人権教育に取り組む。

重点目標

	テーマ	目標	内容
中1	いじめについて考える	基本的な人権を理解し相手の立場に立って考えることの大切さに気づかせる。人を差別しない心、いじめと向き合う心を育てる。	いじめは人権侵害であることを認識し、加害者・被害者双方の視点から問題について考える。 ビデオ視聴
中2	「いのち」の大切さについて	自分はどのように生まれたのか、生命の神秘に触れ、自分だけで	命の大切さを学ぶとともに生命の神秘について学ぶ。受精から誕生までの理解を深める。

	考える	なく他者の「いのち」も大切に する心を育てる。	病院内での体験学習・助産師さんによる講演
中3	異文化理解について考える	異文化について学習することを通して、異なる文化への理解を深め、受け入れることのできる心の豊かさを育成する。	多文化共生のための教科の学びと連携し、総合的な知識から人権を考える力を育成する。 研修旅行にて見学
高1	いじめと命の大切さ	他者との違いを認め、「人権」とはどのようなものかを考える。	基本的人権について理解し相手の立場に立って考えるということや差別を許さないといった（人権感覚）を身につけて「いじめと向き合う」心を育てる。
高2	異文化理解	異なった文化や考え方を持つ人々や異なった立場にある人々と「共に生きる」ことを考える。	修学旅行の行き先に応じて、学習内容を選択する。平和や異文化理解等の人権にかかわる事柄について、社会科との連携、DVD など視聴覚教材の活用により人権を考える力を育てる。
高3	自分の生き方と進路	社会に出る準備として、さまざまな「価値観」を知る。	もうすぐ社会へ踏み出すことを考慮に入れて、社会に存在する様々な差別について考え、自分の生き方について向き合うことができる主体性を育てる。

(3) 本年度の人権教育 LHR:各学年の成長過程にあわせたテーマでの人権教育を実施

○中学校全体

①全学年人権教育

目標:空襲や戦争を体験した人々の高齢化が進む今日、戦争の悲惨さを知り、平和であり続けるためにはどうあるべきか考える。

日程:2024年10月17日(木)

場所:ピースおおさか ビデオ上映「どうぶつたちのねがい」「火の海・大阪」

②大阪市人権啓発センターキャッチコピーに応募(例年9~10月に応募)

○中学1学年:いじめが起きにくいクラスにするための学習

目標:「いじめ」とは何か。いじめ問題が人権侵害であることをしっかり認識し、加害者・被害者双方の視点からいじめ問題について理解する。

ビデオ上映:「NHK中学生日記 いじめをなくしたい決意」

日程:2024年1学期

場所:1-A HR 教室

○中学2学年:思春期教室「男女の性と生命の大切さ」

目標:命の誕生とヒトのからだのメカニズムについて学習する。

新生児の誕生のしくみを学習し、妊婦のからだを模擬体験することで、自分や他者の「いのち」を大切にすることを考える。

講演:聖バルナバ病院助産師学院の助産師さんによる講演および体験学習

日程:2024年10月28日(月)

場所:聖バルナバ病院助産師学院

○中学3学年:研修旅行に向けての人権学習

目標:北海道への研修旅行の事前学習として、アイヌ文化について学習する。

実施 ①アイヌ文化活動アドバイザーの方とオンラインで対談(昨年度3学期に実施済み)

②研修旅行でウポポイ内国立アイヌ民族博物館の展示見学と、アイヌ式古式舞踊を鑑賞

日程:2024年5月22日(水) 14:00~16:00

場所:ウポポイ民族共生象徴空間

○高校1学年:「いじめと命の大切さについて考える」

目標:「いじめ」に起因すると思われる不登校や自殺事件が相次ぎ、「いじめ」は大きな社会的問題となっている。いじめ問題が人権侵害であることをしっかり認識し、加害者・被害者双方の視点からいじめ問題について理解する。

実施 ①映画鑑賞「NHK中学生日記 いじめなくしたい決意(前編)」29分間 ワークシートの記入

日程:2024年4月26日(金)6限

場所:各HR教室(高1全クラス)

②思春期教室

目標:生命誕生に関する映像と解説を通して、命の大切さ(尊さ)を実感し、男女が共に自らの性に責任を持ち、自分を大切に生きていくことを考えさせる。

講師:助産所ママズケア 理事長 南田理恵さん

日程:2025年2月14日(金)6限(LHR)、21日(金)6限(LHR) 学年を半分に分けて実施

場所:カトレアホール

③大阪市人権啓発センターキャッチコピーに応募(例年9~10月に応募)

※昨年は1年生1名が入選。

○高校2学年:「平和学習」など

目標:平和と国際理解について教科(国語・社会科等)と連携し、総合的な知識から人権を考える力を育てる。

実施:①修学旅行の事前学習:講演や映画鑑賞

(沖縄・シンガポール・フランスの歴史と文化・平和について学習)

日程:2024年10月18日(金)6限(LHR)「アニメひめゆり」鑑賞

場所:各HR教室 プロジェクターで投影して鑑賞

②修学旅行先での現地学習:平和学習(講演・セレモニーなど)

日程:11月

③SDGsについての学習・講演など(1学期または2学期)

○高校3学年:「自分の生き方と進路」

目標:18歳から大人になる、成年年齢引き下げなどをテーマに自分の生き方と進路を考える。

講師:大阪府弁護士会・法教育委員会 弁護士による全体講演または各クラス出張授業

日程:2024年11月15日(金)6限(LHR)、22日(金)6限(LHR) 学年を半分に分けて実施

5.取り組み状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止対策委員会は各学期の終わりに3回開催し、取り組みが計画通りに進んでいるかどうかの検証や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等、必要に応じて基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止に当たっては、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

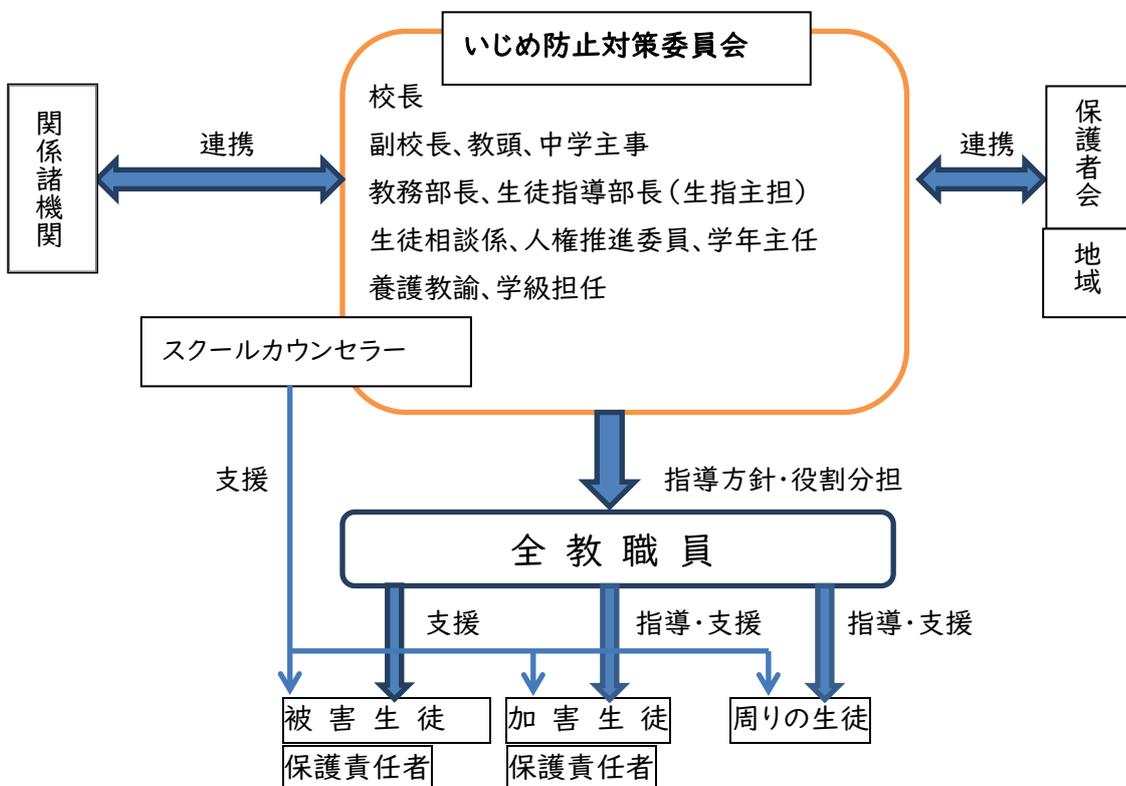
特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題に於いて最も重要なことは、未然防止に取り組むことである。そのためには「いじめはどの学校・どの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

本校は、「奉仕の心を持ち社会に貢献できる人材の育成」を教育目標に、教育活動を展開している。生徒一人ひとりが「互いに思いやる心を持つ」ことによって、「自分と他者が互いに活かされている」ということに気付き、更に互いの違いを認め合いながら共に生きることの大切さを謳う「共生」の思想にまで、生徒達の意識を高めることに重点を置いて指導している。生徒達の中に、そのような「共生」の思想が浸透していけば、それは自ずといじめの防止に繋がるものと思われる。我々教職員は、この認識の下に日々の教育に取り組む必要がある。

2. 未然防止のための体制

未然防止のための体制



3.いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせることが必要である。
- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
 - ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
 - ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
 - ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
 - ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
 - ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自他の存在を認め合い尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
- そのためには、配慮を要する生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開していくと共に、生徒一人ひとりにできる限りの愛情を注ぐことが大切である。そうすることによって、生徒達に自己存在感や充実感を与えることが可能となる。更には、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を生徒達に与えるように工夫し、互いの違いを認め合う仲間づくりを目指し日々指導していくことが必要である。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえた時、我々教職員が指導上注意すべきことは、教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまうことがあるということである。逆に、教職員の生徒への温かい声掛けが、「認められた」という生徒達の自己肯定感に繋がり、生徒達を大きく変化させることもあるということも理解しておかなくてはならない。
- (4) 分かり易い授業を行うためには、教職員が互いの授業を見学し意見交換をすることが大切であり、そのためには、気軽に話ができる職員室の雰囲気が必要である。また、生徒が授業に参加できるように工夫することも大切である。さらに、居場所づくりや絆づくりを常に意識して指導し、生徒一人ひとりの中に集団の一員としての自覚が育っていくようにしたい。
- (5) ストレスに適切に対処できる力を育むためには、生徒の自尊感情を高め、互いに認め合える人間関係を築いていくように指導することが必要である。前述のように、教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ、いじめを助長してしまうこともあるので、生徒への声掛けが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしているか等、教職員が互いに指導の在り方に注意を払うことも大切である。
- (6) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとしては、あらゆる教育活動の場で生徒を認める声掛けを多くしていくことが大切である。有効な声掛けをする為には、生徒一人ひとりの今置かれている心の状態を理解することが必要なことは言うまでもない。授業や行事の時は勿論のこと、平日頃から生徒の状況を把握した声掛けによって生徒の心は育まれる。
- (7) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法としては、全校集会やHR活動・人権教育活動等においていじめの具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、またいじめに発展させずに防止するにはどうすべきかを生徒に考えさせていくことが必要である。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっていないと、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。教職員は、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにしなければならない。そのためには、生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性が必要であり、生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを持つことが大事である。また、休み時間や昼休みそして放課後の生徒との雑談等の中で、生徒の変化や信号を受け止めることも多いので、そのような機会を積極的に設けることが重要である。さらに、普段から生徒の様子に目を配るようにすると共に、生徒に関することについては、些細なことでも必ず教職員間で情報交換を密に行い、生徒への理解を共有することも大切である。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを実施する。定期的な教育相談の機会としては、生徒との個人面談や三者面談を行う。日常の観察としては、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に重点を置いて観察する。また、遊びやふざけのようにも見える行為があった場合にも、教職員間でそれらの情報が共有できるように気を付ける。
- (2) 保護責任者と連携して生徒を見守るためには、日頃から一人ひとりの生徒の良い所を見るようにし、逆に気になる所があれば声掛けをすると共に、気になる所については学校での様子等を保護責任者に連絡しておくことが必要である。
- (3) 生徒、その保護責任者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、教育相談委員会などが窓口となり、スクールカウンセラーとも連携して対応できる体制を作る。
- (4) 相談体制を広く周知するためには、学校HPにも相談できる情報などを掲載することにより、相談体制を広く周知する。「学校教育自己診断」や「いじめ対策委員会」により、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては、いじめ対策委員会で検討することにより、一面的な解釈にならないようにし、守るべきプライバシーを判断し、迅速に保護者や外部機関とも連絡をとる。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止には大切なことである。近年の事象を見る時、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護責任者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2.いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1)いじめの疑いがある場合には、些細な兆候であっても、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護責任者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2)教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導部長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。
- (3)事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が理事長に報告し状況に応じて、私学課等の関係機関と相談する。
- (4)被害・加害の保護責任者への連絡については、家庭訪問等により直接会うようにして、丁寧に行う。
- (5)いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し対応方針を検討する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3.いじめられた生徒又はその保護責任者への支援

- (1)いじめた生徒を定められた期間、別室指導や出席停止とすることにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応する。

4.いじめた生徒への指導又はその保護責任者への助言

- (1)速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2)事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護責任者と連携し、協力を求めると共に継続的な助言を行う。
- (3)いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導に当たり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。

5.いじめが起きた集団への働きかけ

- (1)いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのためにはまず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認すると共に、いじめを受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容に繋げる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかも知れないという不安を持っていると考えられるので、すべての教職員は「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことに繋がる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2)いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるために、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をすると共に、すべての教職員が支援し生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題へと繋げることにより教訓化すると共に、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。また、体育大会・文化祭・校外活動等の学校行事は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会である。学校行事を通して、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に指導し支援する。

6.ネット上のいじめへの対応

(1)ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存すると共に、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2)書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重すると共に、当該生徒・保護責任者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3)情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設けるように努める。

第5章 いじめ対応マニュアル

1. 未然防止のための日常的な措置

《学級担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導部・人権教育係》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《校長・副校長・教頭・中学主事》

- ・全校集会などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

2. いじめ発生時の措置

① 情報を集める

《学級担任、養護教諭等》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・生徒や保護責任者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

②—A 子どもへの指導・支援を行う

《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせて来た生徒の安全を確保すると共に、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を持たせるようにする。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせると共に、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《いじめ防止対策委員会》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや外部関係機関の協力を得る等、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

②—B 保護責任者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えると共に、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護責任者の不安を取り除くようにする。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

3.重大事態（事案）への措置

重大事態（事案）とは、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時（生徒が自殺を企図した場合等）や、一定期間（30日を目安）連続して欠席している場合等である。

- (1) 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事態の解決にあたる。
- (2) 事態の性質に応じて「いじめ防止対策委員会」に、適切な専門家や第三者を加えた組織が調査に当たる。
- (3) 学校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢で調査に臨むようにする。その際、関係者の個人情報に十分配慮すると共に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護責任者に調査結果を提供する機会があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護責任者に説明する等の措置が必要である。また、いじめられた生徒からの聴き取りが
ア) 可能な場合は、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした形で調査を行うようにし、
イ) 不可能な場合は、当該生徒の保護責任者の要望・意見を十分に聴取する形で調査を行うようにする。

- (4) 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護責任者に対して、事実関係等の情報を適切に提供する必要がある。また、監督官庁へ調査結果を報告する。
- (5) 事案によっては、学年及び学校のすべての保護責任者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- (6) 事案によってはマスコミへの対応も考えられる。そのような場合には、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

以上